

議 第 1 8 号 議 案

学校の業務量に見合った教職員の定数改善計画の策定及び全国教員勤務
実態調査の実施を求める意見書の提出について

学校の業務量に見合った教職員の定数改善計画の策定及び全国教員勤務実態調査
の実施を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により
提出します。

令和7年9月26日提出

富士見市議会議長 勝 山 祥 様

提出者	富士見市議会議員	木 村 邦 憲
賛成者	同	根 岸 操

提 案 理 由

学校の業務量に見合った教職員の定数改善計画の策定及び全国教員勤務実態調査の
実施を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、
この案を提出します。

学校の業務量に見合った教職員の定数改善計画の策定及び全国教員勤務 実態調査の実施を求める意見書

教職員の長時間過密労働が教職員の不足をもたらし、学校への教職員未配置問題を招いていることは、学校教育に深刻な影響をもたらし、学校そのものの存続が問われかねない事態を招いている。全国どこでも同水準の教育が受けられるよう、教育の機会均等を保障するため、国が責任を持って条件整備を進めていくことが求められる。

教職員の長時間過密労働の解消には、教職員の授業負担を適正なものとするのが不可欠であり、2025年6月の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）の改正においても、附則第3条（政府の措置）に「教育職員一人当たりの担当する授業時数を削減すること」が盛り込まれたことは重要である。

しかしながら、教職員定数の標準改定が、従来型のいわゆる加配定数にとどまるならば、学校の業務量に見合った教職員数の確保とならない上に、非正規雇用の一層の拡大となり、問題の解決にはならない。

問題を解決するには、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「義務標準法」という。）の第7条における「乗ずる数」を引き上げ、教職員定数の本体である基礎定数を引き上げる教職員の定数改善計画の策定に進まなければならない。既に2023年11月9日、今後の教職員定数に関する国と地方の協議の場において、全国知事会など地方3団体は、いわゆる義務標準法における「乗ずる数」の見直しなどを含む教職員定数の改善を要望している。その後の教育現場の深刻な状態及び給特法改正を踏まえ、基礎定数の増員に踏み出すべきである。

また、教職員の長時間労働の解消の取組を進める前提として、全国的な教員勤務実態調査による勤務時間の正確な把握が求められる。改正給特法の附則第6条では、2026年1月1日以後2年を目途に、教育職員の勤務の状況について調査を行うこととしている。これを全国教員勤務実態調査によって行うべきである。

よって、富士見市議会は、政府に対し、下記の対策を講じるよう強く求める。

記

- 1 学校の業務量に見合った教職員配置のため、国の責任で教職員の定数改善計画を策定し、義務標準法を改正すること。
- 2 国の責任で、2028年1月を目途に全国教員勤務実態調査を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣	様
文部科学大臣	様